

令和4年度 “ふじのくに”^{しみん}士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

1 基本情報

政策	政策7 誰もが活躍できる社会の実現		
政策の柱	7-2 誰もが理解し合える共生社会の実現		
議論した施策	(1) 多文化共生社会の形成		
実施日/班名	9月11日(日) 第6班	担当部局名	くらし・環境部 県民生活局

2 施策推進の視点・主な取組

👉 **視点1** 外国人県民と日本人県民がお互いに交流し学び合う機会の創出

- ① 対話交流型の日本語教室設置による多文化共生の拠点づくりを促進
- ② 国際交流員等による異文化理解のための取組を推進

👉 **視点2** 「言葉の壁のない静岡県」の実現

- ③ 地域、企業等様々な場での「やさしい日本語」の普及・活用を促進
- ④ 外国人県民への情報提供を推進
- ⑤ 初期日本語教室設置による日本語の学びの場を提供

3 現状・課題

【現状・課題1】

- 静岡県には、令和3年6月末時点で99,143人（外国人比率2.74%）、126の国と地域出身の外国人県民が暮らしています。
- 令和2年度に実施した調査によると、外国人県民が日本人県民に親しみを感ずる割合は73.7%、日本人県民が外国人県民に親しみを感ずる割合は40.0%と差があります。

【現状・課題2】

- 県では、外国人県民とのコミュニケーションの円滑化のため、「やさしい日本語」に取り組んでいますが、更なる普及が必要です。
- 外国人県民にも行政情報を確実に届けるため、「やさしい日本語」や多言語による情報発信が求められています。
- 外国人県民に生活に必要な最低限の日本語を学ぶ場を提供するための体制づくりが必要です。

4 コーディネーター取りまとめコメント（コーディネーターが議論を総括して取りまとめ）

多文化共生社会の形成について、大きく4つの課題が挙げられた。

一つ目は、「やさしい日本語」の普及^①である。そのためには、自治体のみならず、幅広い対象に普及し、より伝わりやすい言葉となるよう工夫する^②必要がある。また、行政手続きで必要な言葉など、使う場面による整理をすることも重要である。

二つ目は、日本人と外国人の相互理解^③である。言葉だけでなく互いの文化を理解することが重要である。

三つ目は、支援のあり方^④である。必要とされている支援のニーズを把握し、専門機関や企業、自治体と連携して的確な支援をすることが必要である。

四つ目は、情報提供^⑤である。提供すべき情報のニーズを把握し、必要な情報が必要とする人に届くよう様々なツールを活用することが必要である。

5 施策の改善提案と対応状況

改善提案	対応の方向性
<p>①日本人と外国人とのコミュニケーションの円滑化のため、自治体のみならず、企業や自治会、学校教育現場など幅広い対象に対して「やさしい日本語」を普及することに加え、サポーターや指導者等の普及を支える存在の育成が必要である。</p>	<p>静岡県には、120以上の国と地域の外国人県民が暮らし、そのうち86%が英語以外を母語としており、「やさしい日本語」は、多くの外国人県民に英語より伝わる有効な情報伝達手段です。現在の取組といたしましては、その普及・活用について、教育委員会職員を含む県及び市町職員向けの研修はもとより、広く民間企業への普及を進めるため、日本郵便(株)東海支社をはじめ、県内企業向け研修も実施しています。</p> <p>御提案を踏まえ、外国人県民とのコミュニケーションを円滑にするための研修の実施や、企業等と連携した各種イベントの開催などあらゆる機会を活用し、「やさしい日本語」の更なる普及を進めてまいります。また、令和5年度は、サポーターや指導者を目指す方だけでなく、誰でも「やさしい日本語」を学びやすいように、新たにeラーニング教材等の開発に取り組んでまいります。</p>
<p>②「やさしい日本語」の内容について、イラストやジェスチャーの追加や外国人のニーズを踏まえた見直しなど、より伝わり易くなるよう工夫する必要がある。</p>	<p>現在の取組といたしましては、県では、「やさしい日本語」の手引きを作成し、「やさしい日本語」の作り方と活用事例を示しています。</p> <p>また、「やさしい日本語」がより伝わるよう工夫する必要があることから、写真、イラストや図表を使用するなど視覚的にも分かりやすくなるよう工夫すると共に、「やさしい日本語アドバイザー」をお願いしている日本人講師の方から、個々の文章における表現や、会話での言い回しなど、外国人のニーズや視点を踏まえた表現方法のアドバイスをいただいています。</p> <p>御提案を踏まえ、やさしい日本語アドバイザーからのアドバイスをはじめ、多文化共生課に在籍するブラジル人やフィリピン人などの複数の国際交流員や、「やさしい日本語」を活用している企業などからの意見を基に、外国人に伝わりやすい表現となるよう引き続き工夫してまいります。</p>
<p>③日本人と外国人の相互理解のため、国際交流イベント等を通じて双方が交流し、互いの文化を理解する努力が必要である。</p>	<p>現在の取組といたしましては、県では、県民の多文化共生に対する理解を推進するため、ブラジルやフィリピン等、7か国の国際交流員等が、県内小・中・高校、公民館等において、母国の文化や暮らしを紹介する「世界の文化と暮らし出前教室」を実施しているところです。</p> <p>また、地域の日本人住民と外国人県民が、相互理解のため日本語を使って交流し、互いの文化を理解する対話交流型の日本語教室を県内の中西部地区を中心に実施しており、今年度は、県東部地区においても対話交流型の日本語教室を実施いたしました。</p> <p>御提案を踏まえ、令和5年度は、外国人居住者が少ない市町において、ICT教材を活用した日本語教室を試行するなど、更なる国際交流の機会創出に努めてまいります。</p>

<p>④外国人県民の支援の充実強化のため、外国人コミュニティのキーパーソン等を通してニーズを把握し、専門機関や他の相談機関と連携した的確な支援をすることが必要である。</p>	<p>現在の取組といたしましては、県では、外国人の生活上の様々な相談に多言語で一元的に対応する「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営しており、相談者の困りごとの解決支援や課題の把握をしています。</p> <p>また、相談内容に応じ、弁護士など他の相談機関とも連携を図っており、令和5年度からは、精神面でのサポートのために、新たに心理士を相談体制に加えます。</p> <p>御提案を踏まえ、今後も、外国人コミュニティのキーパーソン等との意見交換や、外国人県民へのアンケート調査等を通じたニーズの把握に努め、外国人県民に寄り添った支援を行うとともに、市町の外国人県民の相談窓口と相談内容の共有を図るなど連携を強化してまいります。</p>
<p>⑤様々な取組が行われていても、それらが伝わらなくては意味がないため、あらゆるツールを活用し、必要な情報を必要としている人に届くようにする必要があります。</p>	<p>現在の取組といたしましては、日本語に不慣れな外国人県民が、安心して快適に暮らすことができるよう、令和3年2月に定めた、県が外国人県民に情報提供する際のガイドラインに基づき令和3年9月に開設した「静岡県多言語情報ポータルサイト【かめりあ①】」により、やさしい日本語と5か国の言語により医療や防災などの情報提供を行っています。あわせて、外国人県民の利用が多いSNSや市町の国際交流協会を通じて情報提供を行っているところです。</p> <p>御提案を踏まえ、外国人コミュニティのキーパーソンや有識者等との意見交換を通して、より効果的な情報伝達や周知方法を検討するとともに、「かめりあ①」を利用した外国人県民に対するフィードバックインタビューを行い、改善を図ることにより、必要な情報が必要な人に届くよう努めてまいります。</p>